

くらしのとびら

発行 和歌山県消費生活センター

〒640-8319 和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F
TEL 073-433-1551◇この情報はインターネットでもご覧いただけます◇<http://www.wcac.jp/>

あやしい勧誘電話にご用心！

お母さん大変だ！
会社のお金に
手をつけちゃった！
助けて！

このままだと
個人情報が危
険です！

警察です。
銀行に預けて
いるあなたの
お金が危険で
す！

封筒が届いてい
ませんか。その
会社の社債を買
ってもらえたら、
3倍で買い取り
ます！

〇〇役場です。
医療費の還付金
が出ていますの
で、早急にAT
Mに行ってください。

入居を待ってい
る人のために、
名義を貸しても
らえませんか？

〇〇銀行
です…。

消費者セン
ターです…。

簡単にお金が儲かる話は
ありません。きっぱり断
りましょう！

言われたことをうのみ
にせず、まずは事実確
認！

個人情報を聞かれても、
すぐに答えず公的機関に
確認を！

! 事前対策の一つに…。

悪質な勧誘電話や特殊詐欺などの対策に警告メッセージ機能付き自動通話録音機の活用が有効です。

自動通話録音機は、通話内容を自動的に録音する機器です。電話の呼び出し音が鳴る前に「会話内容が自動録音されます。」などの警告メッセージが流れる機能が付いている機種もあります。

和歌山県では、平成28年度に警告メッセージ機能付きの自動通話録音機モニター事業を実施し、モニター世帯にアンケートを行った結果、悪質な勧誘電話や特殊詐欺などの対策として効果が見られました。

○自動通話録音機の利用により約7割の方が「安心感につながった。」と回答しています。

○約8割の方が自動通話録音機の設置後、不審電話や勧誘電話などの回数が「なくなった」、「減った」と回答しています。

※警告メッセージ機能付きの自動通話録音機能を備えた電話機は家電量販店などで購入できます。また、既存の電話機に取り付けるタイプの機器はインターネット等を利用して購入できます。メーカーや機種によって特色がありますのでご自身に合ったものをお選びください。

高齢者の消費者被害を防ごう！

～見守り力アップの処方箋～

高齢者の消費者トラブルの相談件数が高止まりしています。

高齢者は在宅率も高く、悪質な訪問販売や電話勧誘販売のターゲットになりやすい上、被害に遭っても気がつかない、気がついても自分が悪いと責め、周囲に相談しないという特徴があります。結果的に被害が潜在化し、表面化した時には取り返しのつかない事態になっていることも多々あります。

そこで今回は、高齢者の消費者被害を防ぐために私達がどのようなことに注意を払えばよいか、その対策法を考えてみましょう。

1 消費生活センターに寄せられた相談事例



事例1

高齢の母のところに「申し込んでいた健康食品を送ります」と電話がかかってきた。母は「申し込んでない」と断ったらしいが、「録音テープに録っているから間違いはない。代引きで送るからお金を用意しておくように」と言われたらしい。もし、送られて来たらどうしたらよいか

事例2

一人暮らしの母が、訪問販売でやってきたセールスマンに「瓦がひび割れている。このままでは雨漏りの原因になるから修理した方がいい」と強引に勧められ、100万円もする屋根修理の契約をしてしまった。

2 「見守り」と「気づき」のポイント

高齢者の消費者トラブルや被害を防ぐためには、家族や周囲の人の協力が欠かせません。私たちにできる「見守り」と「気づき」のポイントとは？



おもな気づきのポイント

- ・見慣れない人が頻繁に出入りしている
- ・宅配便が頻繁に届く
- ・見慣れない商品や段ボール箱が未開封のまま放置されている
- ・電話におびえたり、かかってきた電話に出たがらない
- ・電話が切れなくて困っている
- ・不審な人と出かけるのを見かけた
- ・お金に困っている様子がある
- ・いつもより表情が暗く元気がない



「気づき」のポイントは他にもあります。気がついたことがあれば、「何か困っていることはありませんか？」など、さりげなく声掛けをし、場合によっては家族に連絡したり、消費生活センターなどの相談窓口につなぐことが重要です。周囲の人の「気づき」が、消費者トラブルを未然に防ぎ、あるいは被害を最小限に食い止めることにつながります。

離れて暮らしている認知症の母が高額の契約を繰り返している。
今後の母が心配…。

こんな場合に備えて… ご存知ですか？ 成年後見制度と家族信託



「成年後見制度」とは判断能力が十分でない成年者を保護・支援する制度です。「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

「法定後見制度」は、判断能力の程度に応じ、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、本人を代理して契約などをすることで、本人を保護、支援するものです。申立てすることができるのは、本人、配偶者、四親等内の親族、後述の任意後見人、市区町村長などです。

これに対し、「任意後見制度」は、本人が十分判断能力があるうちに、将来に備えて、あらかじめ自ら選んだ任意後見人に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約を公正証書で結んでおくというものです。

そのほか、老後の資産管理の方法として「家族信託」*という方法があります。元気なうちから、財産を子供などに管理してもらうことによって、悪質商法等による金銭的被害を未然に防ぐことができる場合があります。

※家族信託とは

家族間で信託契約を結び財産の管理をまかせること。親が子供に資産を託す場合、親が資産の委託者となり、子供を受託者として契約を結びます。弁護士や司法書士、行政書士などに依頼して、手続きを取ってもらうことで成立します。

市町村の消費生活相談窓口がパワーアップしています!!

より身近な場所で専門知識を持った相談員による相談を受けることができるようになりました！ぜひ、ご利用ください。

※下記は専門の消費生活相談員をおく窓口のみです。全ての市町村に窓口はございますので、詳細については市町村にお問い合わせください。



専門の消費生活相談員をおく窓口一覧 (平成29年9月現在)

相談窓口 (専門相談員による受付のみ)	日時	電話番号	場所					
和歌山市消費生活センター	月～金 9:00～16:00	(073)435-1188	和歌山市役所2階					
海草地域消費生活相談窓口 ※海南市及び紀美野町に在住の方は利用できません。	月～金 9:30～16:00	(073)483-8777	海南市役所3階 市民交流課内					
消費生活相談窓口 (紀の川市・岩出市) ※紀の川市及び岩出市に在住の方は利用できません。	第2・4水曜 13:00～16:00	(0736)79-3919	紀の川市役所南別館2階★					
	第1・3火曜 13:00～16:00	(0736)62-2141	岩出市役所 等★					
橋本市消費生活センター	月～金 8:30～17:15	(0736)33-1227	橋本市役所1階 生活環境課					
九度山町 消費生活相談窓口 (橋本市・伊都郡) ※橋本市及び伊都郡各町に在住の方は利用できます。	第3火曜 13:00～16:00	(0736)33-1227	橋本市消費生活センター					
	第1火曜 13:00～16:00	(0736)22-0300	かつらぎ町役場2階会議室B					
	第4火曜 13:00～16:00	(0736)54-2019	九度山町ふるさとセンター					
	第2火曜 13:00～16:00	(0736)56-3000	高野町役場					
消費生活相談窓口 (有田市・有田郡) ※有田市及び有田郡各町に在住の方は利用できます。	月 曜 13:00～16:00	(0737)83-0225	有田市役所2階人権相談室					
	火 曜 13:00～16:00	(0737)63-4123	湯浅駅前多目的広場					
	木 曜 13:00～16:00	(0737)23-7732	広川町役場1階相談室					
	金 曜 13:00～16:00	(0737)52-2111	有田川町役場清水行政局2階応接室 (第1金曜日) 金屋庁舎1階相談室 (第1金曜日以外の金曜日)					
日高地域消費生活相談窓口・巡回相談窓口 ※御坊市及び日高郡各町に在住の方は利用できます。	月～金 9:00～17:00	(0738)52-5288	御坊市役所1階					
	火・水・木 13:00～16:00	右表のとおり	<table border="1"> <tr> <td>第1・3火曜 由良町 (0738)65-1801</td> <td>第1・3水曜 美浜町 (0738)23-4901</td> <td>第1・3木曜 みなべ町 (0739)72-1337</td> </tr> <tr> <td>第2・4火曜 日高町 (0738)63-3800</td> <td>第2・4水曜 日高川町 (0738)22-1700</td> <td>第2・4木曜 印南町 (0738)42-1738</td> </tr> </table>	第1・3火曜 由良町 (0738)65-1801	第1・3水曜 美浜町 (0738)23-4901	第1・3木曜 みなべ町 (0739)72-1337	第2・4火曜 日高町 (0738)63-3800	第2・4水曜 日高川町 (0738)22-1700
第1・3火曜 由良町 (0738)65-1801	第1・3水曜 美浜町 (0738)23-4901	第1・3木曜 みなべ町 (0739)72-1337						
第2・4火曜 日高町 (0738)63-3800	第2・4水曜 日高川町 (0738)22-1700	第2・4木曜 印南町 (0738)42-1738						
新宮・東牟婁地域消費生活相談窓口 ※新宮市及び東牟婁郡各町村に在住の方は利用できます。	月～金 9:00～16:00	(0735)29-7176	新宮市役所3階 商工観光課内					

★…日時・場所が変更される場合があります。お問い合わせください。

※田辺市・西牟婁郡は現在検討中

・各窓口の開設日は、祝日・年末年始を除きます。

・和歌山県消費生活センター及び同紀南支所は変わらずご利用いただけます。(専門の消費生活相談員が相談をお受けします。)

・消費者ホットライン188(い・や・や)も併せてご利用ください。(お近くの消費生活相談窓口などをご案内します。)





●子育て世代におくる

“暮らしの達人！知るぽると講座”のご案内



教育費や保険のこと、子育てのこと、賢く生活する“暮らしの達人”を目指して連続講座を受講してみませんか？ 子供の一時保育も利用できます。

【開催場所】 和歌山県消費生活センター研修室（和歌山市手平2丁目1-2 和歌山ビッグ愛 8階）

【定員】 各回とも、先着30人（連続受講の方が優先です。空席があれば1回の受講も可能。）

【一時保育】 各回とも、先着15人（1歳から小学2年生まで）無料 事前申込み必要・10月24日(火)締切

【申込方法】 電話・ファックス・郵送で

①参加者氏名 ②住所 ③電話番号 ④一時保育希望の有無を下記まで御連絡ください。

	開催日時	テーマ	講師
第1回	11月 7日(火) 10:00~11:30	家計簿から考える教育費 ～どれだけかかる？ どれだけかける？～	金融広報アドバイザー 垣 由起氏
第2回	11月14日(火) 10:00~11:30	生活設計の必要なポイント ～生命保険、NISA、確定拠出年金、働き方～	金融広報アドバイザー 垣 由起氏
第3回	11月21日(火) 10:00~11:30	スマホの正しい設定講座 ～知らないといけないスマホの仕組み～	NIT情報技術推進ネットワーク株式会社 松尾 由香里氏
第4回	11月28日(火) 10:00~11:30	家庭のしつけと金銭教育 ～子育てで大切にしたいこと～	金融広報アドバイザー 前田 忠氏

お申込み・問合せ先

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階
和歌山県金融広報委員会（和歌山県消費生活センター内）
 TEL 073-426-0298/FAX 073-433-3904
<http://www.wakayama-kinkoui.jp/>（案内チラシをホームページに掲載しています。）



一人で悩まず相談しましょう

消費者
ホット
ライン



県やお住まいの市町村の消費生活相談窓口などをご案内します

和歌山県消費生活センター

【相談受付時間】

平日 9:00~17:00
 土・日 10:00~16:00（電話相談のみ）
 （祝日、年末年始は休み）

和歌山県消費生活センター 紀南支所

【相談受付時間】

平日 9:00~17:00
 （土・日、祝日、年末年始は休み）

和歌山県消費生活センター

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2
 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階
TEL(073)433-1551 FAX(073)433-3904



和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23番1号
 県西牟婁総合庁舎内
TEL(0739)24-0999 FAX(0739)26-7943

